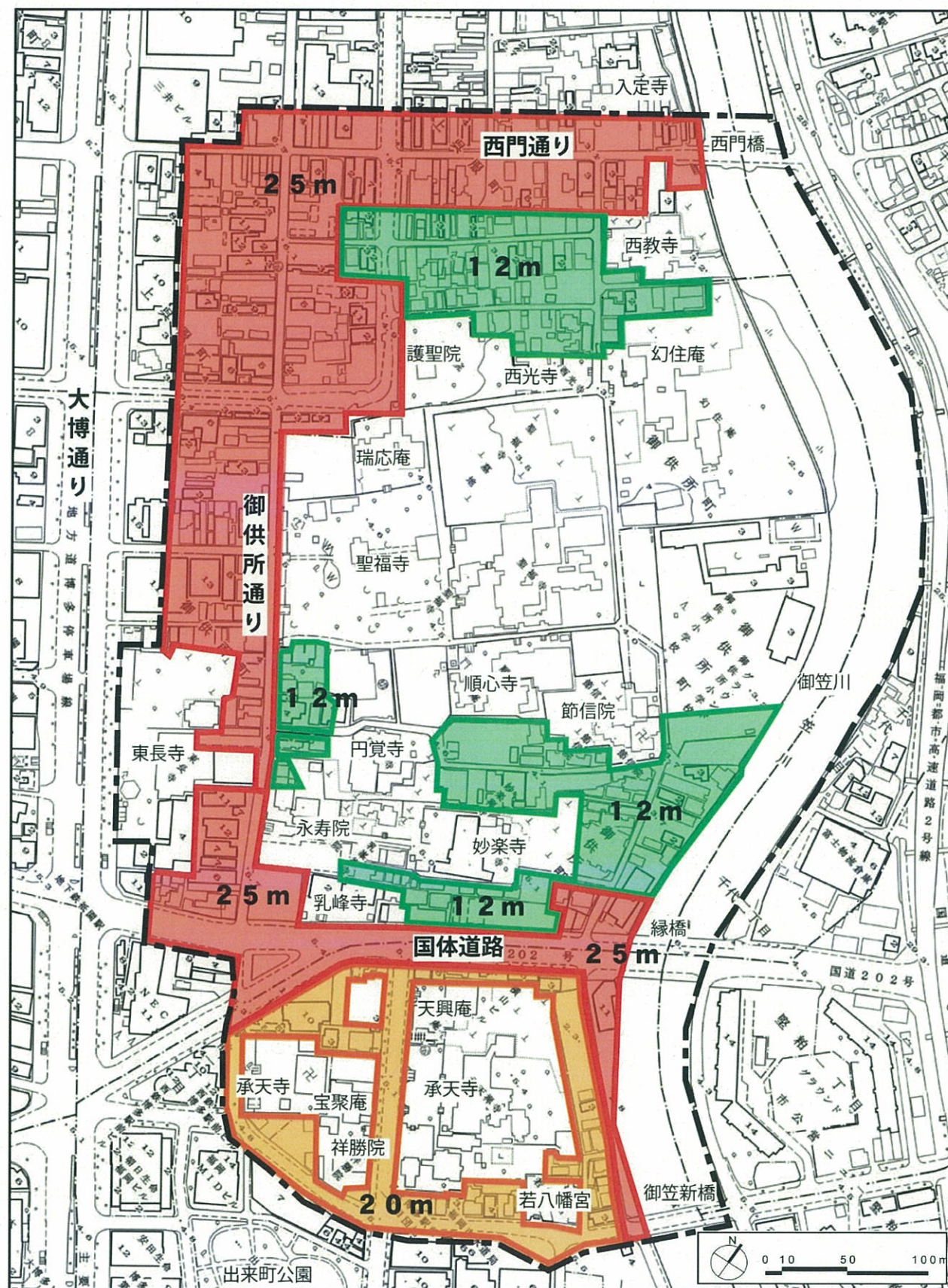


建築物の最高部の高さに関する基準(案)



凡例

	12m 寺社隣接地区 普賢堂地区
	20m 承天寺周辺地区
	25m 西門通り地区 御供所通り地区 国体道路地区 桶屋町地区

建築物の外壁の色彩に関する基準(案)

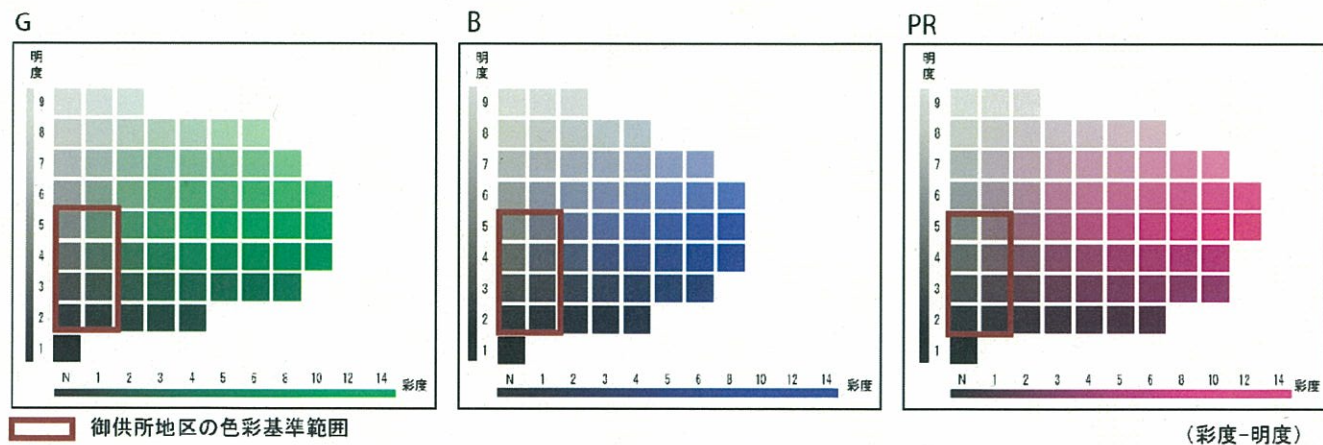
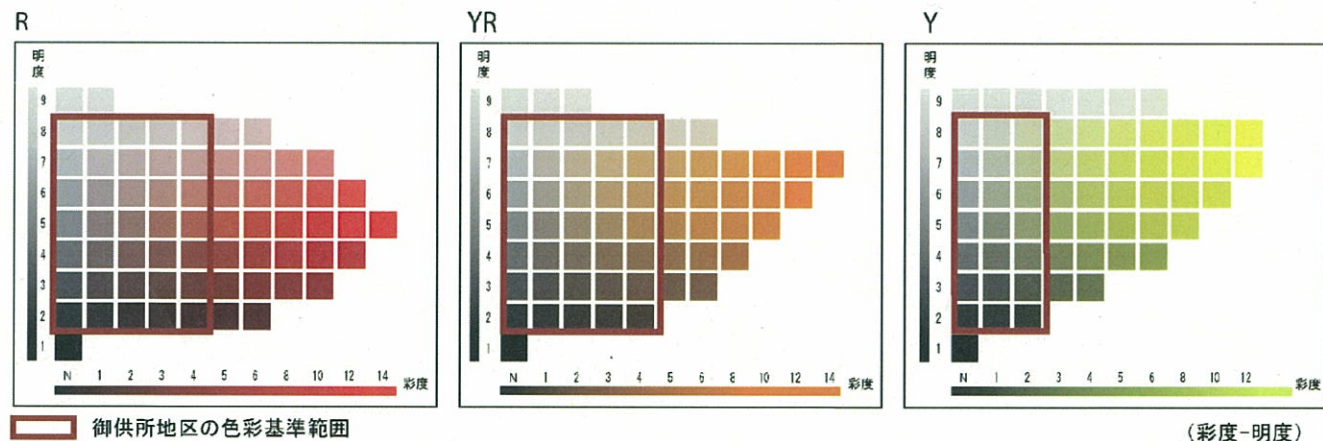
- ・外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。
- ・外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。
- ・高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
- ・外壁の基調色は下表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

低層部 (地上10m以下かつ3階以下)

□御供所地区の色彩基準(案)

色相	10R~2.5Y未満	2.5R~10R未満 2.5Y以上~2.5GY	その他	無彩色
彩度	4以下	2以下	1以下	—
明度	2以上8.5以下		2以上5以下	2以上8.5以下

□色彩基準(案)の範囲



高層部

□御供所地区の色彩基準(案)

色相	10R~2.5Y	その他	無彩色
彩度	4以下	2以下	—
明度	4以上8.5以下		

□色彩基準(案)の範囲

